

## 課程博士学位申請論文の提出要件と手続きに関して

中部学院大学大学院

人間福祉学研究科

2021年4月

### I. 申請資格

- (1) 申請時点において人間福祉学研究科博士課程（後期）（以下、課程と略す）に在学中である者（再入学による在学を含む）。
- (2) 本学大学院人間福祉学研究科（以下、研究科と略す）に所属する指導教員の了解を得ていること。

### II. 要件

課程博士学位を申請しようとする大学院生は、以下の（１）、（２）および（３）の要件を満たさなければならない。

#### （１）学術論文の公表および関連学会における報告

- ①主題にふさわしい学術誌掲載論文を課程在籍中に２編以上公表していること。  
なお、このうち１点以上は査読付き論文であること。
- ②主題にふさわしい学術誌掲載論文については研究の一貫性を重視し、研究計画書とそれに応じた課程在籍中の指導に基づく研究成果が認められること。
- ③関連学会における主題に関する報告が、課程在籍中に１回以上あること。

#### （２）博士学位論文執筆計画書の提出

課程博士学位を取得しようとする院生は、学位申請に先立つ１年前までに、研究の目的、研究の進捗状況、論文の基本構想、論文完成の見通し等を記した「博士学位論文執筆計画書」を大学院研究科会議に提出しなければならない。

#### （３）研究中間報告会における発表

- ①課程博士学位を取得しようとする大学院生は、大学院研究科会議の定める研究中間報告会において、課程在籍中の年度ごとに１回以上、その構想を発表しなければならない。
- ②上記①の研究中間報告会における発表のうち、学位申請を行う年度に行う発表に関しては、IV-（２）に定める予備審査に振り替えることができる。
- ③課程の年限を超えて課程博士学位申請論文を提出しようとする者は、当該論文を提出する年度から遡って２年以内に、大学院研究科会議の定める研究中間報告会において、少なくとも１回以上、その構想を発表しなければならない。
- ④上記③の研究中間報告会における発表に関しては、IV-（２）に定める予備審査に振り替えることはできない。

### Ⅲ. 審査基準（2021年4月改正）履修要項掲載

- 1.分量および書式・注記・文献リストなどの形式的要件が適切であること。
- 2.研究テーマの設定が適切であり、学問的意義があること。
- 3.先行研究のレビューが適切に行われ、自身の研究テーマがその中に位置づけられていること。
- 4.研究方法、データ解析、文献や資料の引用方法などが適切であること。
- 5.論文の体系に整合性があり、一貫性が保たれていること。
- 6.論述内容が学術誌掲載論文2編以上に相当する新たな知見を含んでおり、学術界の進展に寄与するものであること。
- 7.研究倫理について理解し、遵守されていること。

### Ⅳ. 審査手続き

#### （1）受付期日と審査期間

- ①課程博士の学位授与の申請は、博士課程単位取得による退学の日の3ヵ月前までに行うものとする。
- ②課程博士の学位授与に関する議決は、下記の予備審査および本審査の審査結果を基に、申請者から予備審査の申請があった日から6ヵ月以内に、大学院研究科会議において執り行う。
- ③大学院研究科長は上記①、②の定めに関わらず、年度ごとの実情に応じて課程博士学位申請論文の受付期日ならびに審査期間を別途定めることができる。

#### （2）予備審査

- ① 予備審査の申請があった場合、研究科長は、申請のあった日から1ヶ月以内に、形式要件を満たした書類と学位申請論文とその要旨が研究科に届いたことを大学院研究科会議に報告する。
- ② 提出された論文は、上記①以降、全ての審査が終了するまでの間、研究科所属教員の回覧に供す。
- ③ 研究科長の報告に基づき、大学院研究科会議は速やかに2名以上の予備審査委員を選出する。予備審査委員は本研究科に所属する教員とする。
- ④ 予備審査委員は、選出された日から1ヶ月以内に、申請論文について上記Ⅲに挙げた評価基準に従って予備審査を行い、合議に基づいて「課程博士学位申請論文予備審査結果報告書」を作成の上、大学院研究科会議にこれを提出し、報告する。
- ⑤ 予備審査委員の報告を受けて、大学院研究科会議は速やかに本審査申請の可否の判定を行う。可否の結果は当該大学院研究科会議における審議の終了後、速やかに申請者に通知する。
- ⑥ 申請者は「本審査申請可」の通知を受けた場合、通知日から2週間以内に本審査に

必要な申請書類を提出しなければならない。

- ⑦ 大学院研究科会議は、申請者から本審査に必要な書類が提出された日から 1 ヶ月以内に受理の決定を行う。
- ⑧ 提出された論文は、大学院研究科会議による受理の決定をもって初めて正式な博士学位申請論文と認められる。
- ⑨ 予備審査をⅡ-(3)に定める中間報告会における発表に振り替えることはできない。
- ⑩ 大学院研究科長は、上記①、③、④、⑥、⑦に定められた期日に関わらず、予備審査の過程に関わるあらゆる期日について、年度ごとの事情に応じて別途定めることができる。

### (3) 本審査

- ① 大学院研究科会議は、学位申請論文としての受理を決定した論文に対して、速やかに主査 1 名と副査 2 名以上からなる審査委員を選出する。
- ② 審査委員のうち、副査 1 名については、研究科長が学外の研究者に審査委員を依頼することができる。
- ③ 審査委員は論文の審査を行うとともに、公開審査会を開催する。公開審査会の開催日は、当該論文が受理された日から 1 ヶ月以内を目処に、審査委員会の判断により決定する。
- ④ 公開審査会后、審査委員は 1 ヶ月以内に大学院研究科会議に可否の提案とその理由を記した「課程博士学位申請論文本審査結果報告書」を提出する。
- ⑤ 大学院研究科会議は上記④の報告を聴取し、討議のうえ、速やかに可否の判定を行う。
- ⑥ 大学院研究科会議は本審査で合格と認められた者に対し、課程博士学位を授与する。
- ⑦ 学位授与の可否は、当該大学院研究科会議における審議の終了後、申請者に対して速やかに通知される。
- ⑧ 予備審査において「本審査申請不可」となった場合、あるいは本審査において不合格となった場合、申請者は大学院研究科会議に対し、その理由の説明を求めることができる。
- ⑨ いったん不合格となった場合、同一の論文での再度の申請は認められない。ただし、書き直した論文での新たな申請を行うことは可能である。
- ⑩ 申請者から提出された書類に虚偽の記載があった場合、大学院研究科会議は審議に基づいて、申請者に対する学位の授与を取り消すことができる。
- ⑪ 大学院研究科長は、上記③、④、⑩に定められた期日に関わらず、本審査の過程に関わるあらゆる期日について、年度ごとの事情に応じて別途定めることができる。

## V. 申請書類

### (1) 予備審査

- ①予備審査申請書（所定用紙） … 1部。
- ②学位申請論文 … 4部。A4版で簡易製本したもの（和文横書き 40字×35～40行、片面印刷。注は脚注を基本とする。図表挿入等の形式は自由。表紙には「〇〇〇〇年度課程博士学位申請論文」と記した上で、タイトル、所属、学籍番号、申請者氏名、指導教員氏名を明記すること。なお、表紙、抄録、目次、図表目次、本文、謝辞、参考文献一覧、付図表その他の順に綴じること）。
- ③論文要旨 和文（1200字以内）および英文（300語以内） …各4部。学位論文の冒頭において論文と一緒に製本すること。
- ④論文目録 … 4部。
- ⑤研究業績一覧および概要 … 4部。
- ⑥主題にふさわしい学術誌掲載論文の抜刷2編（うち、1編以上は査読付き論文であること。コピー可。3点以内。） …各1部。
- ⑦上記学術誌掲載論文の要旨（A4各論文につき1枚。） …各4部。
- ⑧関連学会において主題に関する報告を行ったことが確認できる書類（各種学会の年次大会プログラムなどのコピー 2点以内） …各4部。

### (2) 本審査（予備審査に合格した場合）

- ①学位授与申請書（所定用紙） … 1部。
- ②学位申請論文 … 5部。A4版で簡易製本したもの（和文横書き 40字×35～40行、片面印刷。注は脚注を基本とする。図表挿入等の形式は自由。表紙には「〇〇〇〇年度課程博士学位申請論文」と記した上で、タイトル、所属、学籍番号、申請者氏名、指導教員氏名を明記すること。なお、表紙、抄録、目次、図表目次、本文、謝辞、参考文献一覧、付図表その他の順に綴じること）。
- ③論文要旨 和文（1200字以内）および英文（300語以内） …各5部。学位論文の冒頭において論文と一緒に製本すること。

※予備審査提出書類において、④～⑧に追加・訂正等があった場合には該当する書類を各必要部数再提出すること。

### (3) 書類作成上の注意

- ①申請書の記述に際しては西暦を使用する。
- ②申請書における氏名は戸籍名を用いる。学位記に通称名の使用を希望する場合は、「通称名（戸籍名）」のように併記する。